様式4

法人名：国立研究開発法人土木研究所

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日　行政改革実行本部決定）に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額（単位：円）	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額（単位：円）	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益社団法人砂防学会	令和8年度（公社）砂防学会研究発表会「三重大会」 参加費	116,800		令和8年4月24日		公社	国所管
公益社団法人砂防学会	砂防学会誌　掲載料	210,000		令和8年5月26日		公社	国所管
公益社団法人土木学会	土木学会論文集　掲載料	297,700		令和8年7月21日・令和8年8月20日		公社	国所管
公益社団法人土木学会	土木学会論文集（地震工学）　掲載料	128,700		令和8年7月13日		公社	国所管
公益社団法人土木学会	土木学会論文集特集号(海洋開発)Vol.82　No18 掲載料	122,100		令和8年9月30日		公社	国所管
公益社団法人日本下水道協会	第63回下水道研究発表会　発表者申込料	145,200		令和8年8月6日・令和8年8月10日		公社	国所管
公益社団法人日本監査役協会	公益社団法人日本監査役協会法人加入	100,000		令和8年5月7日		公社	国所管

【記載要領】

（注1）「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

（注2）「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

（注3）「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。